



## ～ 環境保全型農業直接支払交付金事業のご案内～

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援するものです。

### 事業のポイント！ ①～③のいずれか + 国際水準GAPに取り組む

#### 【取組内容】

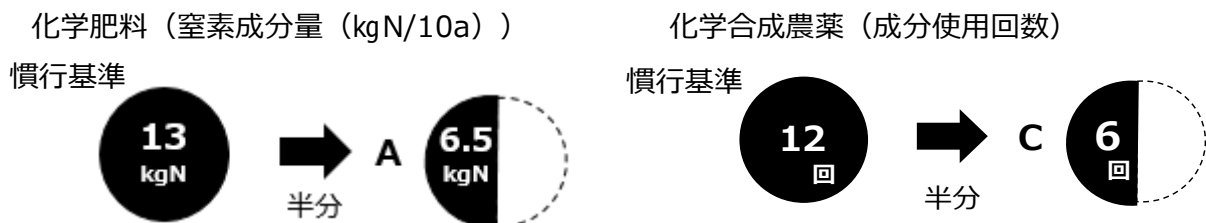
**化学肥料・化学合成農薬の使用を北海道の慣行基準から5割以上低減する取組と合わせて行う①～③の取組みに対して支援を行います。**

※現状の使用量や使用回数を半分にするものではありません。

- ① カバークロップ（緑肥）の作付
- ② 堆肥の施用
- ③ 有機農業（国際水準の有機農業（有機JAS）の実施）

※認証を求めるものではありません。

#### 【取組例】



#### 【交付単価】

① カバークロップ（緑肥）の作付	6,000円/10a
② 堆肥の施用	4,400円/10a
③ 有機農業（そば等雑穀以外）	12,000円/10a
（そば等雑穀）	3,000円/10a

※有機農業（そば等雑穀以外）の取組みで、土壌分析（EC値）を実施するとともに、カバークロップ（緑肥）の作付か堆肥の施用を実施した場合、**2,000円/10a**を加算。

より詳しい情報を知りたい方は、帯広市農業技術センターへお問い合わせください。

電話：（0155）59-2323

# 化学肥料・化学合成農薬の5割低減（事例）

## 【北海道の特別栽培農産物に係る表示ガイドライン】

	化学肥料kgN/10a		化学合成農薬（回数）	
	慣行基準	5割低減	慣行基準	5割低減
秋播まき小麦（きたほなみ）	18	9	15	7
大豆	4	2	13	6
小豆	5	2.5	14	7
菜豆（金時）	7	3.5	18	9
馬鈴薯	11	5.5	21	10
てん菜（移植）	18	9	20	10
てん菜（直播）	18	9	22	11
大根（露地）	8	4	12	6
スイートコーン（露地）	20	10	12	6
飼料用とうもろこし	13	6.5	4	2

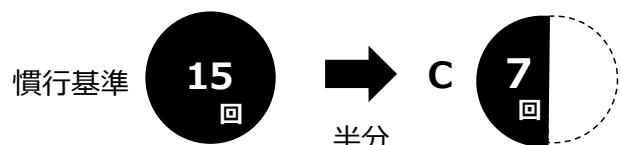
※化学肥料の窒素には、有機質肥料（鶏糞等）の窒素は含みません。

※化学合成農薬の回数は、成分が2つ入っているものは2回となります。また、成分によってカウントしないものもあります。

### 秋播き小麦（きたほなみ）

(1) 化学肥料（窒素分量（kgN/10a））

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



#### ■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料 窒素分量 ③ = ② × ①
農配小麦用8号	8.0%	9月22日	50kg	4.00
硫安	21.0%	4月14日	13kg	2.73
硫安	21.0%	6月5日	10kg	2.10
合 計				<b>B</b> 8.83

#### ■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
ゴーゴーサン乳剤	10月1日	1
フロンスайдSC	10月27日	1
MCPソーダ塩	5月22日	1
シルバキュアフロアブル	6月10日	1
バフトップジンフロアブル	6月18日	2
シルバキュアフロアブル	6月25日	1
合 計		<b>D</b> 7

**A** 慣行基準の5割  
9kgN/10a

≧

**B** 実際の施肥量  
8.83kgN/10a

**C** 慣行基準の5割  
7回

≧

**D** 実際の防除回数  
7回

# 化学肥料・化学合成農薬の5割低減（事例）

## 大豆

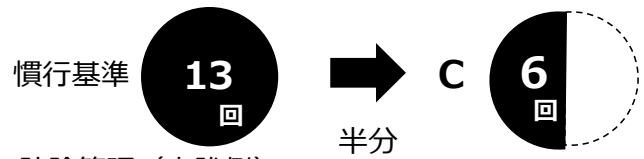
(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配豆用1号	3.0%	5月6日	30kg	0.90
合 計				<b>B</b> 0.90

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
クルーザー-FS30	5月14日	1
フルミオWDG	5月21日	1
スミレックス水和剤	8月3日	1
スミチオン乳剤	8月3日	1
トップジンM水和剤	8月12日	1
プレバソンフロアブル	8月12日	1
合 計		<b>D</b> 6

**A** 慣行基準の5割  
2kgN/10a

≥

**B** 実際の施肥量  
0.9kgN/10a

**C** 慣行基準の5割  
6回

≥

**D** 実際の防除回数  
6回

## 小豆

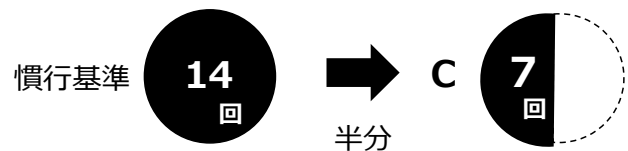
(1) 化学肥料（窒素成分量（kgN/10a））



■ 施肥管理（実践例）

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料窒素成分量 ③ = ② × ①
農配豆用2号	5.0%	5月18日	40kg	2.00
合 計				<b>B</b> 2.00

(2) 化学合成農薬（成分使用回数）



■ 防除管理（実践例）

農薬名	使用時期	化学合成農薬成分回数
粉衣用ベアークスミンD	5月18日	2
スミチオン乳剤	8月1日	1
トップジンM水和剤	8月1日	1
ファンタジスタ顆粒水和剤	8月13日	1
オルフィンフロアブル	8月23日	1
スミチオン乳剤	8月23日	1
合 計		<b>D</b> 7

**A** 慣行基準の5割  
2.5kgN/10a

≥

**B** 実際の施肥量  
2.0kgN/10a

**C** 慣行基準の5割  
7回

≥

**D** 実際の防除回数  
7回

## カバークロープ（緑肥）の作付要件

### 【作付での注意点】

- 作物栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付し、全量をすきこむ
- 生育期間：春夏まき（3～9月）の場合は概ね2ヶ月以上  
※秋冬まき（10月～2月）の場合は概ね4ヶ月以上必要のため生育期間が足りないので対象外
- 播種量：メーカーのカタログ等に記載されている播種量以上を守ること

### 【証明に必要なもの】

- 緑肥の購入伝票
- 緑肥の生育途中の写真（すきこみ前）
- 緑肥のカタログ写し

## 堆肥の施用要件

### 【施用時の注意点】

- 作物栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する
- C/N比10以上の堆肥（鶏糞・豚糞を主原料とするものは除く）を使用する
- 施用量は、1.5 t以上3 t以内
- 堆肥施用後に栽培する作物について「堆肥管理計画」を作成・提出する

### 【証明に必要なもの】

- 堆肥の購入伝票（無償堆肥の場合は堆肥納品書）
- 堆肥の撒布証明写真
- 土壌診断書
- 自給堆肥の場合は製造証明書及び成分証明書

## 有機農業の要件

### 【有機農業の注意点】

- 化学肥料・化学合成農薬を使用しない  
※有機農産物の日本農林規格の別表1・2のみ使用が可能
- 北海道が定める土づくり技術（緑肥の作付け・堆肥の施用）を導入する
- 有害動植物の防除
- 周辺からの飛散防止または流入防止措置
- 遺伝子組換え技術及び放射線照射の利用を禁止

### 【加算取組の注意点】

- 土壌診断（EC値）を行い、「カバークロープの作付」か「堆肥の施用」を実施

### 【証明に必要なもの】

- 有機JAS取得者  
・有機JAS認定書写し
- 有機JAS取得者以外  
・資材の証明（有機JASの基準で使用できることの証明）
- 加算取組を行った場合  
・カバークロープや堆肥の取組と同様の証明書類